仮歌業務委託基本契約書

甲（クリエイター）と乙（仮歌シンガー）とは、甲が乙に対して仮歌の実演および収録を委託する際の基本的な条件に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」といいます）を締結します。

第１条（本契約の適用）

１．本契約は、甲が乙に対して、レコード会社等が実施するコンペ（以下「楽曲コンペ」といいます）に提出するために甲が制作する楽曲について、仮歌の実演および収録（以下「本業務」といいます）を行うことを委託する場合に適用されるものとします。

２．前項にかかわらず、個別契約の定めが本契約に矛盾する場合、個別契約の定めが優先されるものとします。

第２条（個別契約）

１．甲は、乙に対して本業務を委託しようとする場合、以下の各号その他必要な事項を明示して、電子メール等の適宜の方法により申し込むものとし（以下、この電子メール等を「発注メール」といいます）、乙がこれを承諾した場合に、本契約に基づく個別の業務委託契約（以下「個別契約」といいます）が成立するものとします。

①　甲が乙に対して、乙が本業務を行うために必要な資料（楽曲のオケ・メロディ・コーラス等の各データ、譜面、歌詞カード、ディレクションシート等。以下「本資料」といいます。）を提出する期限

②　納期

③　本業務の対価として甲が乙に支払う料金

２．甲は、発注メールにて明示した期限までに本資料を提出するものとします。

３．乙は、発注メールおよび本資料に従って本業務を行い、納期までに仮歌の電子データ（以下「成果物」といいます）を甲に納品するものとします。

第３条（検査、修正）

１．甲は、乙より納品を受け次第、速やかに成果物を検査するものとします。

２．前項の検査により成果物の内容が本資料と異なることが発覚した場合、甲は、乙より成果物の納品を受けた日時より４８時間以内に限り、乙に対し、修正を依頼することができるものとします。

３．前項による修正の依頼を受けた場合、乙は、他の仮歌の業務に優先して、できる限り速やかに、当該成果物の修正を行い、再納品するものとします。

第４条（発注者側による修正依頼）

１．コンペの発注者側から本楽曲の修正依頼を受けた場合、甲は、乙に対し、成果物について必要な修正を依頼することができるものとし、乙は、他の仮歌の業務に優先して、できる限り速やかに、当該成果物の修正を行い、再納品するものとします。

２．前項の場合における再納品の検査に関しては、前条を準用します。

３．本条による修正については追加料金が発生するものとし、成果物の修正の程度に応じて、甲乙協議により決するものとします。

第５条（著作権法上の権利）

１．乙は、甲に対し、成果物に関して乙に発生する著作権法上の一切の権利（著作隣接権、二次使用料請求権等）を譲渡するものとします。

２．前項にかかわらず、甲は、成果物を、楽曲コンペに提出する用途以外に使用することができないものとします。ただし、楽曲コンペに提出する用途であれば、当初発注した際のコンペに限らず、時期を問わず複数のコンペで使用できるものとします。

３．本業務の性質上、本楽曲の使用に関して、乙のクレジットは表記しないものとします。

第６条（守秘義務）

１．乙は、甲より開示されたコンペに関する一切の情報（当該コンペの存在、コンペの企画内容、アーティスト名の他、本業務に関して甲より受領した音源及び仮歌詞等の情報も含みます）、を厳重に秘密として保持するものとし、第三者に開示・漏洩してはならないものとします。

２．甲は、乙と本契約を締結している事実ないし乙が本業務を行っていることについて、乙の同意なく、第三者に開示・漏洩してはならないものとします。

第７条（準拠法、裁判管轄）

甲および乙は、本契約の準拠法を日本法とし、本契約から生ずる一切の紛争に関しては東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とすることに合意します。

以上、本契約締結の証として本書２通を作成し、甲および乙は記名捺印の上各１通を保有します。

平成　　年　　月　　日

甲（クリエイター）　　　　　　　　　　　　　　乙（仮歌シンガー）

　住所　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　氏名　　　　　　　　　　　　印　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印